

エリアサポート体制 高等学校通級拠点校設置要領

第1 趣旨

この要領は、エリアサポート体制実施要綱第10条5の規定に基づき、通級拠点校の指定に関して、実施要綱に定めるもののほか、実施に必要な事項を定めるものとする。

第2 通級拠点校の指定

通級拠点校の指定については、各エリアの通級指導教室を有する高等学校のうち、通級による指導の拠点となる学校を指定する。

第3 通級拠点校を指定する期間

通級拠点校を指定する期間は原則として1年間とするが、更新を妨げない。

第4 通級拠点校通級担当教員の職務

高等学校における「通級による指導」担当教員（以下「通級担当教員」という）は、配置校において、生徒との対話を重視する等、生徒理解に関して深い洞察力と指導力を有する教諭とし、配置校の校長が所属職員の中から任命する。通級担当教員の職務は、次の各号に掲げる内容とする。

- (1) 「通級による指導」の対象となる生徒の指導に関すること。（専門性、指導力向上のための担当者会に出会すること）
- (2) 高等学校における「通級による指導」の周知に関すること。
- (3) 通級拠点校の「通級による指導」に係る校内支援体制の充実に関すること。
- (4) 教職員の理解啓発を図るための「通級による指導」に関する研修等の企画・実施に関すること。
- (5) 「通級による指導」の対象となる生徒の「通級による指導計画」等の作成及び活用に関すること。
- (6) 「通級による指導」の対象となる生徒の指導について、中学校との連携に関すること。
- (7) 「通級による指導」の対象となる生徒の指導について、特別支援学校、関係機関との連携に関すること。
- (8) 他の高等学校等への「通級による指導」の推進に係る情報の発信等、支援に関すること。（学校やエリアの実情に応じて、他校通級や巡回による指導を検討する）
- (9) エリア内の特別支援教育に関する研修への支援に関すること。（通級担当教員は、教育事務所がエリア内で実施する小・中・高等学校等の教職員を対象とした研修に協力する）
- (10) その他、エリアの特別支援教育の推進に関すること。

第5 配慮事項

- (1) 通級担当教員には、原則として部主任、ホームルーム担任等他の校務分掌を兼任させてはならない。特別支援教育コーディネーターについても兼任させないようにすることが望ましい。また、全学年の生徒を対象とすることから、特定の学年への所属とせず、必要に応じて、どの学年にも関わることができるようになることが望ましい。さらに、教科等の授業についても受け持た

せず、「通級による指導」に専念できるようにすることを原則とする。ただし、学校の実情に鑑み学校長が必要と判断する場合は例外を認める。その場合、授業の持ち時間は5時間程度とする。

- (2) 「通級による指導」は、通常の学級における指導・支援との連携が大切であることから、通級担当教員だけで取り組むのではなく、校内の全教職員で組織的に取り組むよう留意すること。その際、管理職は「通級による指導」を生かした校内支援体制づくりに配慮すること。

第6 報告

通級拠点校の校長は、業務実績を月別報告書（別紙様式）により、その翌月の7日までに県教育庁特別支援教育課に提出するものとする。ただし、3月においては、3月中に月別報告書（別紙様式）を提出する。

第7 その他

収集した情報は、個人のプライバシーに関するため、資料の取扱い及び管理については、厳重に対処することとする。

附則

この要領は、令和5年4月1日より施行する。